

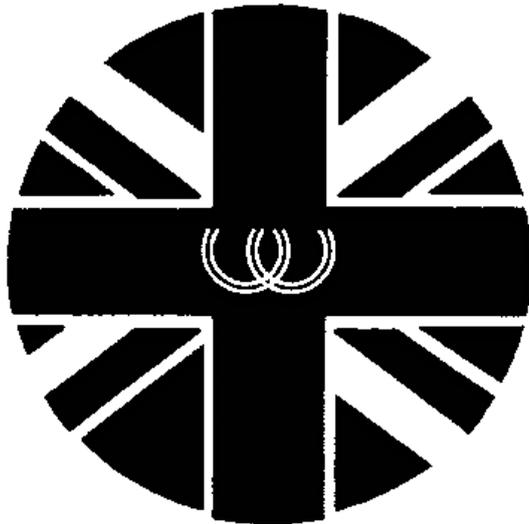
42. 101. 01

外国の国旗の取扱い

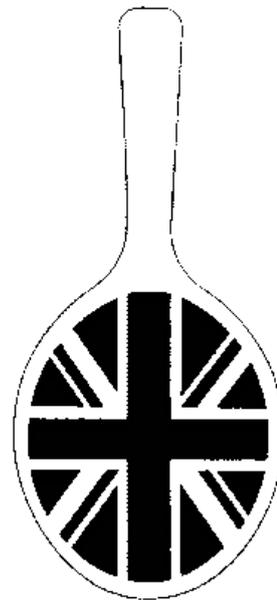
1. 商標構成中に外国の国旗を想起させる図形を顕著に有する場合は、商第4条第1項第1号の規定を適用する。

例えば、以下に掲げる構成の商標は、英国国旗を想起させる図形を顕著に有してなるから、外国(英国)の国旗に類似するものとして取り扱うものとする。

(例1)



(例2)



2. 色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなる商標で、外国の国旗を構成する色彩及びその比率等が外国の国旗と同一又は類似と認められ、全体として外国の国旗が想起される場合は、商第4条第1項第1号の規定を適用する。

例えば、二色の色彩を組み合わせてなる商標は、以下のような二色構成からなる外国の国旗との色彩及び比率等が類似するか否か、当該国旗を想起するか否かを総合的に判断する。

(例) 外国の国旗を想起させる例

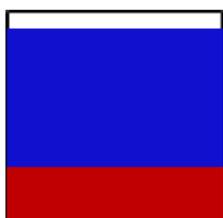


(色彩のみからなる商標)



(モナコ公国国旗)

(例) 外国の国旗を想起させない例



(色彩のみからなる商標)



(ロシア連邦国旗)

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第1号（国旗、菊花紋章等）」の審査基準](#)